# 市街化区域内の狭あい道路

市と市民の皆様で協力して広げましょう!



#### 事業の対象

市街化区域内の道路又は市街 化区域に接する道路のうち、幅員 4m未満のもので、市道及び市が 管理する道路であり、交差点間の 地権者全員の合意形成をもとに、 後退用地や隅切り用地を寄附して いただく場合が対象となります。

## 整備要件

- ①拡幅整備後の有効幅員が4m~6 mであることが必要です。
- ②整備区間が交差点から交差点まで の区間であることが必要です。
- ③後退用地内に住宅、店舗等の建築 物が存在しないことが必要です。

#### 助成金の交付について

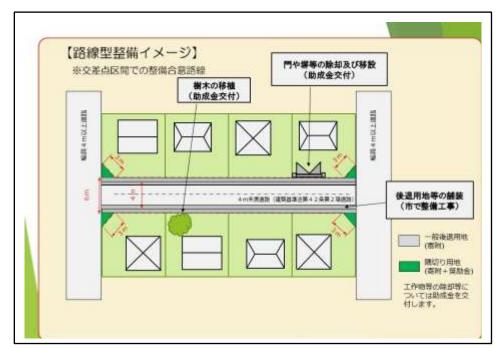
後退用地や隅切り用地内にある門や塀等の除却等の費用の一部を 助成金として交付します。

助成対象経費	助成額	助成限度額
後退用地及び隅切り用地内にある ・ <u>門柱・門扉・塀・擁壁等の除却、</u> 移設、新設 ・ <u>樹木・生垣等の移植の工事に要</u> する費用	左記に係る費用(見積金額)の1/2に相当する額	100万円

## 奨励金の交付について

隅切り用地の寄附に対して奨励金を交付します。

区分	算定基準
隅切り用地の寄附に	隅切り用地に係る土地の固定資産評価額を
対する奨励金	当該総地積で除して得た額に、隅切り用地の
	面積を乗じた額







問い合わせ先

袖ケ浦市 都市建設部 都市整備課

TELO438-62-3516(直通) FAXO438-63-9670(直通)